

1 改正の理由

令和5年12月1日に人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-14-42）が公布され、夏季休暇の使用可能期間が拡大されたことに伴い、本組合の職員についても同様に休暇の措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

夏季休暇の使用可能期間を「7月から9月まで」から「6月から10月まで」に拡大する。

3 他自治体の類似する政策等

構成市及び県内の消防業務を所管する自治体等においても、夏季休暇の使用可能期間拡大の措置を講じるため、条例改正を行う予定である。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院規則15-14-42）

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表